

○国立大学法人上越教育大学契約審査委員会要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(設置)

- 1 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に、国立大学法人上越教育大学契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

- 2 委員会は、本法人における一般競争及び指名競争入札の参加資格等の審査及び不正入札の防止等、契約の締結について公正かつ適正に対応することを目的とする。

(審議事項)

- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議する。
 - (1) 一般競争に付そうとする場合で、競争参加資格の決定及び競争に参加しようとする者の競争参加資格の有無に関する事項
 - (2) 事前に技術的適正等の審査を行う指名競争等に付そうとする場合で、当該審査に基づく資格の有無の確認に関する事項
 - (3) 前号に規定する審査に基づく資格の有無の確認に対する再苦情に関する事項
 - (4) 入札談合に関する情報があった場合の公正取引委員会への通報、事情聴取の実施の対応
 - (5) 入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応
 - (6) 国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第46条のただし書の適用の適否に関する事項
 - (7) その他契約に関連して委員会が必要と認めた事項

(組織)

- 4 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
 - (1) 事務局次長
 - (2) 財務課長又は施設課長
 - (3) その他調達役が必要と認めた者

(委員長)

- 5 委員会に委員長を置き、事務局次長をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(調達役への通知)

- 7 委員長は第3項に規定する事項について、調達役から意見を求められたときは、速やかに意見をとりまとめて調達役に通知するものとする。

(事務の処理)

- 8 委員会に関する事務は、調達担当課において処理する。

(その他)

- 9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。